

## 水生生物保全環境基準の測定地点に関する現行の考え方

### 1. 環境基準点について

環境基準点は、ある水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点として、環境省通知<sup>1</sup>（以下「通知」という。）を踏まえ地方自治体が選定することとされている。

なお、ある水域における水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断することとされている。

### 2. 環境基準項目に係る常時監視のための測定地点の選定について

水質汚濁防止法第15条に基づき地方自治体が行う公共用水域の水質汚濁の状況の常時監視は、同法施行規則において「水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行う」こととされている。

具体的な測定地点（環境基準点及び補助点<sup>2</sup>）については、通知を踏まえ、水質汚濁の状況（主要な汚濁源と位置関係等）、利水の状況等を勘案して各地方自治体が効率的・効果的に水域の状況を把握できる地点を選定することとされている。特に水生生物保全環境基準項目に係る測定地点については、これに加え、水生生物の生息状況等を勘案することとされている。

(参考) 関連規定

#### ○水質汚濁防止法

第十五条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（略）の状況を常時監視しなければならない。

第十六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

#### ○水質汚濁防止法施行規則

第九条の五 法第十五条第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする

<sup>1</sup> 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（最終改正：平成18年6月30日付け環水大水発大060630001号及び環水大土発大060630001号環境省環境管理局水環境部長通知）

<sup>2</sup> 地方自治体が作成する水質測定計画において環境基準点における測定を補助する目的で選定される地点

環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の  
処理基準について（平成 18 年 6 月 30 日付け環境省水環境部長通知）（抄）

## 第 2 水質汚濁防止法関係

### 1. 常時監視（法第 15 条関係）

常時監視の実施に当たっては、告示及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、以下「地下水告示」という。）によるほか以下によることとする。なお、実施に当たっては関係機関との連携を図られたい。

（3）測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合

#### 2) 生活環境の保全に関する環境基準

##### ① BOD、COD の環境基準及び水生生物保全環境基準の達成状況の評価

イ. 水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。なお、当該水域における検出状況が、明らかに人為的原因のみならず自然的原因も考えられる場合や、河川の汽水域において海生生物が優占して生息する情報がある場合には、これらのこと踏まえて判断すること。

ウ. 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

### 2. 測定計画（法第 16 条関係）

公共用水域及び地下水の水質測定計画は次によることとし、測定計画の作成に当たっては、環境基本法第 43 条に定める機関において、これについて審議を行うよう努められたい。測定計画を作成したときは、環境省水・大気環境局長あてに速やかに通知するようお願いする。年度途中においてこれを変更した場合も同様とする。

#### （1）公共用水域の水質測定計画

次の点に留意されたい。

1) 測定の対象水域は、全公共用水域とし、公共用水域の水質の汚濁の状況、利水の状況等を勘案して、対象水域を選定することとする。

2) 測定地点、項目、頻度については、次によることとする。なお、水生生物保全環境基準に係る測定地点については、水生生物の生息状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点（測定計画において環境基準点における測定を補助する目的で選定される地点をいう。）を活用しつつ、水域の状況を適切に把握できる地点を選定することとする。また、効率化、重点化に当たっては、化学物質排出移動量届出制度（P R T R）で公表・開示されるデータの活用に留意する。

## ①測定地点・頻度の設定の基本的な考え方

### ア. 測定地点

(ア) 河川

ア) 利水地点

イ) 主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点及び流入前の地点

ウ) 支川が合流後十分混合する地点及び合流前の本川又は支川の地点

エ) 流水の分流地点

オ) その他必要に応じ設定する地点

(イ) 湖沼

ア) 湖心

イ) 利水地点

ウ) 汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点

エ) 河川が流入した後十分混合する地点及び流入河川の流入前の地点

オ) 湖沼水の流出地点

(ウ) 海域

水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるように選定する。採水地点間の最短距離は0.5～1km程度を標準とする。なお、測定地点の選定に当たっては、著しい重複、偏向が生じないように国の地方行政機関と協議するほか市町村とも協議することが望ましい。また、従来の測定により、著しい水質の汚濁が認められた地点については、引き続き測定を行うものとする。

## ②効率化に関する考え方

### ア. 測定地点についての効率化

(ア) 汚濁源の状況に応じて測定地点を絞り込むことができる。

(イ) 汚濁源の少ない水域においては数年で測定地点を一巡するようなローリング調査の導入等を図ることができる。

(ウ) 測定地点間の位置関係を考慮して効率化することができる。

(エ) 生活環境の保全に関する環境基準項目の通日調査については、測定データが十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、測定地点を絞り込むことができる。

#### イ. 測定項目についての効率化

(ア) 検出される可能性が少ないとと思われる項目については、数年で測定項目を一巡するようなローリング調査の導入等を図ることができる。

#### ③重点化に関する考え方

以下のア. のような点に留意して、イ. やウ. のようなモニタリングを重点化すべき地点、水域を設定する。

##### ア. 留意点

(ア) 利水状況

(イ) 汚濁源（休廃止鉱山、苦情の有無等を含む）の分布 等

##### イ. 重点化すべき測定地点

(ア) 水質変動の激しい地点

(イ) 環境基準未達成の地点

(ウ) 長年検出されていない項目が検出された地点

(エ) 異常値が検出された地点

(オ) 水生生物の生息状況から特定の時期に着目すべき地点 等

##### ウ. 重点化すべき水域

(ア) 指定湖沼

(イ) 閉鎖性海域

(ウ) その他特定の保全計画のある水域 等